平成２７年（フ）第１３０号
岡山市北区西古松１丁目10番23－６号Ａ－102、旧住所岡山市北区野田２丁目３番８号802
債務者　割鞘　直美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３９号
岡山市中区藤崎690番地13
債務者　柴田　仁司
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
栃木県鹿沼市緑町１丁目７番21号
債務者　広田　政美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１１号
東京都武蔵村山市中藤３丁目37番地の35
債務者　鈴木　正子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４０９号
東京都立川市富士見町６丁目２番103号
債務者　リンエイレン　林　　英連
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３１４号
静岡市清水区船原１丁目３番地の13
債務者　窪田　一成
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
栃木県小山市大字松沼1041番地
債務者　若林　廉悟
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第４４７号
東京都稲城市矢野口2705番地サンハイム西山106
債務者　清宮美奈子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第２３号
千葉県いすみ市岬町中原1024番地３
破産者　高地電気工事株式会社
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
千葉県茂原市東部台３丁目15番地４　アルカディア東部台壱番館103
破産者　峠　　勇樹
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
岐阜県本巣市上保358番地
破産者　丸高コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５１６号
岐阜県本巣市上保347番地
破産者　丸勇建設株式会社
1　決定年月日　平成27年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
最後の住所山形県南陽市椚塚1688番地の11
破産者　亡高橋二男相続財産
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１７３４号
愛知県小牧市常普請３丁目62番地
破産者　株式会社紫藤運送
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９３６号
大阪府吹田市五月が丘北17番５号
破産者　喜納　　豊
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４号
茨城県ひたちなか市高場2314－１
破産者　株式会社岡崎物流グループ
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３６９号
静岡県熱海市下多賀450番地の３
破産者　株式会社渡辺組
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係